

金融庁訓令第 号

金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月 日

金融庁長官 井藤 英樹

金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

金融庁行政文書管理規則（平成23年金融庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>金融庁行政文書管理規則</p> <p>目次、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 秘密文書等の管理</p> <p>（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第27条の2 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な</p>	<p>金融庁行政文書管理規則</p> <p>目次、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章（同左）</p> <p>第10章 秘密文書等の管理</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第27条の2 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な</p>

運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた金融庁特定秘密保護規程（平成26年金融庁訓令第49号）に基づき管理するものとする。

また、職員は、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた金融庁重要経済安保情報保護規程に基づき管理するものとする。

（特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

第27条の3 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。
一～十 （略）

運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた金融庁特定秘密保護規程（平成26年金融庁訓令第49号）に基づき管理するものとする。

（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

第27条の3 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。
一～十 （同左）

金融庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前						
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準						
事 項	業務の 区 分	当該業務に係る行政文書 の類型 (令別表の該当 項)	保存 期間	具体例	事 項	業務の 区 分	当該業務に係る行政文書 の類型 (令別表の該当 項)	保存 期間	具体例		
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯						
一	法律の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)~(5) (略)	二十年	<ul style="list-style-type: none"> ・官報 ・公布裁可書 (御署名 原本) 	一	法律の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)~(5) (同左)	二十年	<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書 (御署名 原本) 		
		(6) 官報公 示その 他の公 布					官報公示に関する文書そ の他の公布に関する文書 (一の項ト)			(6) 官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書そ の他の公布に関する文書 (一の項ト)
		(7) (略)								(7) (同左)	
二	条約そ の他の 国際約 束の締 結及び その経 緯	(1)~(5) (略)	二十年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と	<ul style="list-style-type: none"> ・官報 ・公布裁可書 (御署名 原本) 	二	条約そ の他の 国際約 束の締 結及び その経 緯	(1)~(5) (同左)	二十年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と	<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書 (御署名 原本) 		
		(6) 官報公 示その 他の公 布					官報公示に関する文書そ の他の公布に関する文書 (二の項ニ)			(6) 官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書そ の他の公布に関する文書 (二の項ニ)

				定めた 文書 (経済 協力関 係等で 定型化 し、重 要性が ないも の)に ついて は三十 年)					定めた 文書 (経済 協力関 係等で 定型化 し、重 要性が ないも の)に ついて は三十 年)			
三	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)~(5) (略)				二十年	・官報 ・公布裁可書(御署名 原本)	(1)~(5) (同左)				
		(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書そ の他の公布に関する文書 (一の項ト)					(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書そ の他の公布に関する文書 (一の項ト)			・官報の写し ・公布裁可書(御署名 原本)
		(7) (略)						(7) (同左)				
四	内閣府 令その 他の規 則の制 定又は 改廃及 びその 経緯	(1)~(3) (略)				二十年	・官報	(1)~(3) (同左)				
		(4)官報公 示	官報公示に関する文書 (一の項ト)					(4)官報公 示	官報公示に関する文書 (一の項ト)			・官報の写し
		(5) (略)						(5) (同左)				

五～十三 (略)					
その他の事項					
十四	告示、 訓令及 び通達 の制定 又は改 廃及び その経 緯	(1) 告示の 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯（ 一の項 から十 三の項 までに 掲げる ものを 除く。）	①～④ (略) ⑤官報公示に関する文書 (二十の項ハ)	十年	・官報
		(2) (略)			
十五～三十八 (略)					
備考 (略)					

五～十三 (同左)					
その他の事項					
十四	告示、 訓令及 び通達 の制定 又は改 廃及び その経 緯	(1) 告示の 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯（ 一の項 から十 三の項 までに 掲げる ものを 除く。）	①～④ (同左) ⑤官報公示に関する文書 (二十の項ハ)	十年	・官報の写し
		(2) (同左)			
十五～三十八 (同左)					
備考 (同左)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)・(6) (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (同左)

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)・(6) (同左)

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10章、別表第2の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。